

練馬区災害薬事コーディネーター設置要綱

令和 年 月 日
練 健 地 第 号

(設置)

第1条 練馬区地域防災計画に基づき、医療救護活動を円滑に行うため、練馬区災害薬事コーディネーター（以下「区薬事コーディネーター」という。）を設置する。

(職務)

第2条 区薬事コーディネーターは、地震等大規模災害時において、練馬区災害医療コーディネーター（以下「区医療コーディネーター」という。）を補助し、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）の災害医療に関するつぎの職務を行う。

- (1) 医療救護所において必要となる医薬品等の管理および需給状況の把握に関すること。
- (2) 医療救護所に派遣される薬剤師班の差配または支援要請の取扱いに関すること。
- (3) 区および区医療コーディネーターならびに薬事関係者との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、薬事に関すること。

(委嘱)

第3条 区薬事コーディネーターは、災害薬事および地域事情に精通し、区薬事コーディネーターとしてふさわしい行動をすることができる者として推薦された薬剤師のうちから、区長が委嘱する。

- 2 区長は、薬剤師が所属する団体に対し、前項に規定する区薬事コーディネーターの推薦を依頼する。

(定数)

第4条 区薬事コーディネーターの定数は、3人とする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(任期)

第5条 区薬事コーディネーターの任期は、委嘱した日から、同日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、区薬事コーディネーターが欠けた場合における後任の区薬事コーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。

(身分)

第6条 第3条第1項の規定により委嘱された区薬事コーディネーターは、当該区薬事コーディネーターが所属する団体において定めた身分を、引き続き有するものとする。

(参集)

第7条 区薬事コーディネーターは、地震等大規模災害時に、区長の要請に基づき参集する。

- 2 区薬事コーディネーターは、区内で震度6弱以上が観測された場合は、前項の規定

にかかわらず、参集する。

3 区薬事コーディネーターは、練馬区地域防災計画に基づき設置される練馬区災害対策健康部に参集する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。